

受験番号	
------	--

日本赤十字秋田看護大学大学院
看護学研究科 看護学専攻 修士課程

令和7年度 I期 入学試験問題

〔小論文〕

【注意事項】

- 1 制限時間は60分です。
- 2 受験番号は、この表紙と解答用紙の全てに記載してください。
- 3 質問があるときは、手を挙げて監督者に知らせてください。
- 4 解答用紙および問題文とも、持ち帰ってはいけません。

【問題】

業務上の名札や掲示板への氏名の記載は多くの職種で行われていますが、最近ではストーカー被害やカスターハラスメントの防止を主とした観点から、名札などの氏名記載の方法が見直される動きが出ています。例えば、地方自治体の職員の他、バスやタクシーの運転手、ファストフードの店員など民間企業でも、氏名から名字のみ、イニシャルのみ、あるいは掲示の廃止など、様々な対応がなされています。

医療従事者でも、令和4年6月の厚生労働省の局長通知により、「薬事法の一部を改正する法律等の施行等について（平成21年5月、厚生労働省 局長通知）」の一部を改正することが周知され、薬局に勤務する薬剤師の名札の表記として、氏名に代わって姓のみまたは氏名以外の呼称を記載することが認められました。（資料参照）

看護や介護に従事する者についてはこのような法的な決まりはありませんが、職種（看護師、介護福祉士など）と氏名（フルネーム）を表記する名札が一般的です。しかし、一部の診療所（医院やクリニック）などでは名札に対して他の業種と同様に従来と異なった対応がされるようになってきています。

看護・介護の従事者として業務上の名札の氏名表記において、これまで通り氏名を明記する場合とそれ以外の方法に変更する場合のそれぞれについて、期待される効果（メリット）と問題点（デメリット）、および望ましい名札のあり方についてのあなたの考えを800字以内で述べなさい。

資料の出所：

薬生発0627第11号 令和4年6月27日

厚生労働省医薬・生活衛生局長

「薬事法の一部を改正する法律等の施行等について」の一部改正について

設問の理由：

窓口業務や接客業種を主に広がりつつある名札の扱いの変更は、昨今の報道でも一定の回数で扱われる時宜を得た話題であるが、これを看護・介護職にも当てはめるべきかどうかを問う問題である。名札の変更により生じると推測される影響をプラスとマイナスの両面から客観的に論じ、さらに自身の考えを述べるという二段階の内容と構成力を問いたい。

解答や考え方の例：

まず、医療・介護職の名札の意義は、変更が先行している窓口・接客業務のものと比較すると、氏名と職責などを相手に明示することによって業務上の行為に重い責任を伴うことを自覚して信頼を得る、という大きな目的がある。また、患者や利用者とのコミュニケーションの構築に有用であるとの利点も考えられる。

名札に対する悪意を伴った弊害として、氏名から種々の検索法により個人情報特定され、ハラスメントや迷惑行為を被るリスクをはらんでいる。また、医療や介護での瑕疵にあたらない程度の軽微なできごととも非難や攻撃の対象となる心配もあり、実際にそのような事態がなくても医療・介護者が必要以上に不安を感じることもあり得る。

一方で、現行の名札を変えて情報を限定した場合は上述の裏返しで、責任の所在が不明確になる、コミュニケーションが希薄になる、などの弊害の反面、医療・介護職への悪質な行為のリスクや不安を軽減できるという効果も期待できる。

これらのメリットとデメリットを踏まえて、自分はどうか考えるのか、さらには仮に名札を変えるとすればどのようにすることを提案するのか(例えば、「〇〇外来 看護師 名字のみ」「〇〇病棟 日勤看護師 A・B・C・・・」「〇〇病棟 A チーム看護師 (名前や記号なし)」「介護福祉士 チームリーダー」「〇〇部門 看護係長」など)、というような独自の見解も求めたい。